

令和4年9月12日

全国市長会介護保険対策特別委員会  
委員長 高松市長 大西 秀人

本日の介護保険部会には、公務のため出席が叶わないことから、下記のとおり意見を提出させていただきます。

## 記

### 【地域包括支援センターの体制整備】

地域包括支援センターは、地域住民の健康保持等を目的とし、医療・介護・住民等の複数の主体による多面的な支援を実現するため、地域包括ケアシステムの構築に必要不可欠なものとして、今後、より一層の役割を果たしていかなければならない。そのため、地域包括支援センターには、複雑化・多様化するニーズに確実に応える体制が求められている。一方で、特に主任介護支援専門員や保健師等の専門職人材の確保が困難な状況に直面している。そのため、人材を確保するための対策が必要であり、それと併せて、基準の緩和や研修体制の見直しも必要である。

また、介護予防ケアマネジメント業務は、公正・中立の立場による適切なマネジメントが行えるよう、地域包括支援センターが担うことが望ましいとされているが、居宅介護支援事業所における管理者の要件が主任ケアマネジャーとされていることや、要支援から要介護の移行時において同一のケアマネジャーによる切れ目ない支援を行うことができるという利点を考え併せると、居宅介護支援事業所が介護予防ケアマネジメント業務を担えるよう、柔軟な対応を図っていくことも必要である。

### 【給付適正化・地域差分析】

2040年に向けて高齢者人口や介護ニーズの増加に伴い、給付の増嵩が見込まれていることから、介護給付の適正化の検討が必要になってくる。しかしながら、今後、保険者である自治体が、介護給付の適正化を推進していく際に、介護給付費適正化主要5事業の取組状況に応じて調整交付金を増減させることは、調整交付金の本来の機能を損なうものであり、行うべきではない。

以上